

羽島市立福寿小学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第47条の5の規定及び羽島市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則(羽島市教育委員会規則第16号)に基づき、羽島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が羽島市立福寿小学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の羽島市立福寿小学校の運営への参画及び連携の強化を推進することにより、学校、保護者及び地域住民が相互に信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童の健全育成に取り組むことを目的とする。

(協議会の承認事項等)

第3条 校長は、法第47条の5第3項の規定により、毎年度、次の各号に掲げる事項について学校運営方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び経営方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校行事の計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 校長は、協議会によって承認された学校経営方針に従って、その権限と責任において学校運営を行わなければならない。

3 協議会は、学校の運営に関する次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の運営についての地域住民等の理解，協力，参画等を促進する活動
- (2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信及び地域住民等の意見要望等の把握とその反映
- (3) 学校の自己評価の結果及び今後の改善方策等についての学校関係者評価の実施
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な活動

(運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、法第47条の5第4項の規定により、設置校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

(組織、活動等の説明及び公表)

第5条 協議会は、その組織、活動等について、保護者及び地域住民に対して説明及び公表を行うことに努めなければならない。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、部会等の必要な組織を置くことができる。

2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委員の構成等)

第7条 協議会は、規則に基づき、羽島市教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者から構成する。

(1) 保護者代表…… P T A会長、子ども会育成会長

(2) 地域関係者…… 自治会長、福寿コミュニティセンター館長、社会福祉協議会福寿支部長、民生児童委員協議会長、保護司、主任児童員、青少年育成推進員、学識経験者

(3) 教育関係者 ……西部幼稚園長、福寿こども園長、はしま西幼稚園長

(4) 設置校の校長

(5) 教職員 ……教頭、教務主任、生徒指導主事

(6) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の定数は、30人以下とし、校長と協議して教育委員会が定める。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命の日が属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任することができる。

3 前条第4項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項の規定にかかわらず、指定の期間が満了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他、協議会及び学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、校長が推薦し、協議会が選任する。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第11条 協議会の会長は、設置校の校長と協議の上、会を招集し、会長が議事をつかさどる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関しては議決権を有しない。
- 5 会長は、必要がある認めるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、羽島市情報公開条例（平成10年羽島市条例第29号）第9条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがあると協議会が認める事項を取り扱うときは、公開しないものとする。

- 2 協議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 協議会は、必要に応じて教育委員会に指導及び助言を求めることができる。

2 協議会は、適切な合意形成を行えるよう、教育委員会及び校長に必要な情報提供を求めることができる。

(指定の取消し)

第14条 校長は、前条第2項の規定により情報提供に努めたにもかかわらず、第3条第1項に規定する学校運営の基本的な方針について協議会の承認を得られないとき又は学校の運営に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して指定の取消しを求めることができる。

(委員の解任)

第15条 校長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、羽島市立福寿小学校において行う。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

会則一部改正 平成30年4月1日

会則一部改正 令和 3年4月1日

会則一部改正 令和 7年4月1日